

第2次長久手市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、第2次長久手市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、第2次長久手市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次長久手市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から推進計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたとき招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明若しくは意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。

別表（第3条関係） 第2次長久手市子ども読書活動推進計画策定委員会委員

職名	氏名	所属	備考
委員	1	学識経験者	大学教職員
委員	2	学識経験者	大学教職員
委員	3	小中学校関係者	司書教諭
委員	4	保育園関係者	保育士
委員	5	中央図書館図書ボランティア	読み聞かせボランティア
委員	6	公募市民	長久手市民
委員	7	公募市民	長久手市民